

会員各位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 石倉 督斗

支部定例役員会報告

開催日時 令和5年3月22日(水) 午前10時00分より

開催場所 和歌山県税理士会館「会議室」

出席数 23名

| | | | | | | | |
|-------|----|-------|-----|----|----|----|----|
| 正副支部長 | 6名 | 幹事 | 15名 | 監事 | 1名 | 理事 | 1名 |
| 会場出席 | 9名 | Web出席 | 14名 | | | | |

支部長報告 確定申告お疲れさまでした
令和4年度協議派遣事業・受託事業にご協力ありがとうございました

• 会議出席報告

～ 1/23 近畿税理士会 支部長会 WEB会議

1/24 和歌山県専門士業団体連絡協議会 令和4年度 第2回 理事会・幹事会
及び令和5年賀詞交歓会

2/6 令和4年分確定申告相談 オンライン税務相談(和歌山地方合同庁舎)初日視察

2/10 令和4年分確定申告相談 オンライン税務相談に近税会会長他が巡回
和歌山税務署長他と同席

2/16 令和4年分確定申告相談 和歌山納税協会・JAわかやま初日視察

3/1 和歌山納税協会 水曜会

近畿税理士会理事会報告等

- 令和5年度事業計画の重点施策案について
～ デジタル化・インボイス関係・電子帳簿保存法等について
中小企業者が適切に対応できるよう支援
研修事業・租税教育等にもICTを積極導入し事業の効率化を図る

【審議事項】

- 総務委員会 • 「和歌山支部滞納支部会費徴収整理細則」一部改正について
～ 第43回支部定期総会(R5.5.12開催)に本改正が令和5年4月1日に遡及して
適用されるよう上程 異議なく承認

【協議事項】

- 業務対策委員会 • 第43回支部定期総会(R5.5.12開催)前の研修会開催について
～ 1時間程度の研修会開催

【報告事項】

- 総務委員会 • 会員の異動について
～ 令和5年3月15日現在 税理士会員234名 税理士法人会員23社
新規会員
税理士会員：城塚信道先生 金ヶ江幸一先生 太田陽介先生
税理士法人会員：(税)しんせい和歌山事務所

裏面へ

退会会員

山中静先生(死亡)

- 和歌山地方法務局より「自筆証書遺言書保管制度」等の周知依頼の件
～ 別添資料参照

業務対策委員会

- 会員推薦依頼
～ 公益財団法人わかやま産業振興財団より
「和歌山県よろず支援拠点事業に従事する税理士」の推薦依頼 1名推薦
和歌山市より「和歌山市入札監視委員会の委員」の推薦依頼 1名推薦
- 会員周知
～ 和歌山県商工観光労働部より「中小企業経営者のための事業承継セミナー」2/22周知済
近畿税理士会業務対策部より
「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りに係る周知について(依頼) 3/2周知済
近畿税理士会中小企業対策部より
事業承継サイト「担い手探しナビ」の利用登録について(お願い) 3/16周知済
- 36時間研修について
～ 達成に向けてよろしくお願いたします(別紙会員周知参照)

広報委員会

- 近畿税理士会より本会発行の会報「近畿税理士界」の9月号原稿依頼
～ 支部の活動などを紹介する支部特集「よろしく〇〇支部です」に寄稿
ご協力よろしくお願いたします

厚生委員会

- 慶弔関係
～ 3件

税務支援対策委員会

- 令和4年度の協議派遣事業、受託事業について
～ 無事に終了することができました ご協力ありがとうございました
和歌山納税協会の申告結果
来所 355名(昨年432名) 所得326名(昨年369名) 消費32名(昨年55名)

行事予定

4月行事予定

| 日時 | 場所 | 内容 | 備考 |
|--------------------|-----------|------------------|----|
| 3日(月) 13:00～16:00 | 県・税理士会館 | 税務相談センター(金岡孝明) | |
| 6日(木) 13:30～ | 県・税理士会館 | 定例役員会 | |
| 10日(月) 13:00～16:00 | 県・税理士会館 | 税務相談センター(玉置康仁) | |
| 17日(月) 13:00～16:00 | 県・税理士会館 | 税務相談センター(永島竜貴) | |
| 26日(水) 13:00～16:00 | 和歌山市役所 2階 | 市民生活相談センター(中平英明) | |

5月行事予定

| 日時 | 場所 | 内容 | 備考 |
|--------------------|--------------|------------------|----|
| 8日(月) 13:00～16:00 | 県・税理士会館 | 税務相談センター(中西靖浩) | |
| 12日(金) 未定～ | ﾀﾞｲﾚｯﾄﾎﾃﾙ和歌山 | 研修会 | |
| 12日(金) 15:00～ | ﾀﾞｲﾚｯﾄﾎﾃﾙ和歌山 | 第43回 定期総会 | |
| 12日(金) 17:00～ | ﾀﾞｲﾚｯﾄﾎﾃﾙ和歌山 | 意見交換会 | |
| 15日(月) 13:00～16:00 | 県・税理士会館 | 税務相談センター(奥 智香子) | |
| 24日(水) 13:00～16:00 | 和歌山市役所 2階 | 市民生活相談センター(岩見文章) | |

あなたの大切な 遺言書を守ります

預けて安心!

自筆証書遺言書保管制度

全国の**法務局**で

ご利用いただけます。

※本局・支局等合計 312 か所

遺言書の保管の申請には

3,900円が
かかります。



遺言書ほかんガルー

お問合せ先

和歌山地方法務局

本局 073-422-5131 (代表)

橋本支局 0736-32-0206 田辺支局 0739-22-0698

御坊支局 0738-22-0335 新宮支局 0735-22-2757



手続には予約が必要です

詳しくは

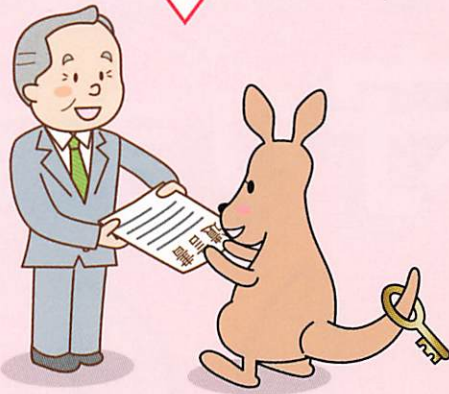


和歌山地方法務局 遺言

検索



遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

① 自筆証書遺言に係る遺言書



② 申請書*

③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)



④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



⑤ 手数料(収入印紙)



*申請書の様式は、法務省HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

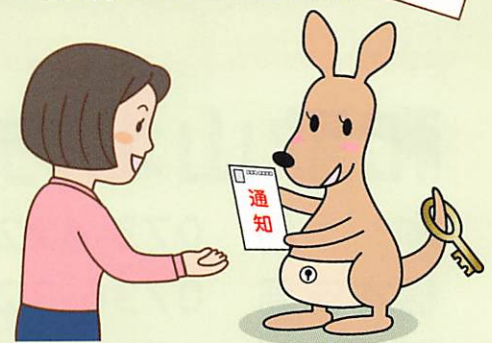
相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

御存じですか？

Check

相続登記の義務化が開始！

令和6年4月1日
からスタート！

不動産を取得したことを
知った日から3年以内に
相続登記をしなければなら
ないことになったんだ。



施行日前に開始した
相続についても適用
されるので、早めの
相続登記が肝心だよ！

詳しくは
下の二次元コードを
チェックしてみてね！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

🔍 法務省 相続登記 🔍 検索

Point!
遺言書があれば
相続登記が
簡単に
なります。

各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に！ 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用すること
により、相続登記、被相続人名義の預
金の払戻しや相続税の申告など、各種
相続手続で、戸籍書類一式の提出の省
略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、
必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは 🔍 法務省 法定相続 🔍 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

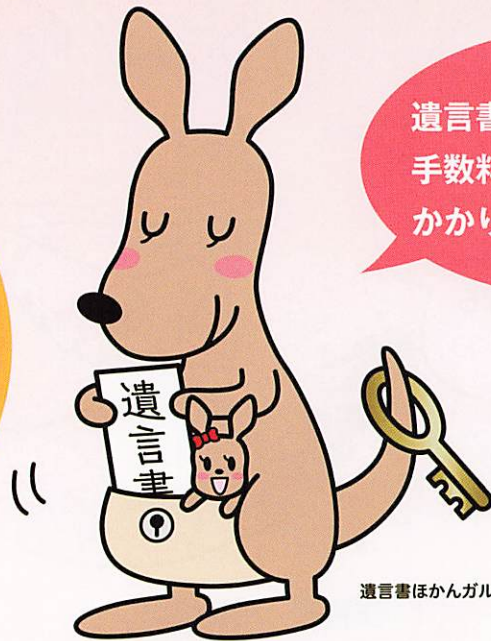
■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757

法務局に預けて安心! 遺言書

自筆証書遺言書保管制度

愛する人のために
大切な遺言書を
法務局が
守ります。



遺言書ほかんガルー

遺言書の保管の申請には
手数料3,900円が
かかります。

お気軽に
お問い合わせ
ください。

手続には予約が必要です。

詳しくは



法務省 遺言書

検索



いじめや差別、偏見で、
つらい思いをされていますか？
困ったときは、
相談してほしいです。

いじめ
虐待

差別
偏見

名誉毀損
誹謗中傷

プライバシー
侵害

セクハラ
パワハラ

「誰か」のこと
じゃない。

みんなの人権110番

様々な人権問題についての
相談はなんでも



0570-003-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

子どもの人権110番

つうじ
通話
料りよう
無料

いじめ・虐待など
子どもの人権問題に関する相談はこちら



0120-007-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

女性の人権ホットライン

家庭内暴力など
女性の人権問題に関する相談はこちら



0570-070-810

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

秘密厳守
相談無料



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談



SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>



和歌山地方法務局 和歌山県人権擁護委員連合会

あなたの戸籍をつくるために

～無戸籍の方へ あきらめないで～

法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」



無戸籍 法務省

検索



所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



**Q****令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？****A**

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）

**Q****相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？****A**

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）

**Q****相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？****A**

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



令和5年3月23日

会員各位

近畿税理士会和歌山支部
支 部 長 石倉督斗
担当副支部長 鶴島幸夫

下記のとおり、令和4年度研修受講時間達成に向け、受講記録の確認及び当年度末までに必要な時間数の研修を受講されますようお願い申し上げます。

メール公文

近税4第1777号
(研修第238号)
令和5年3月23日

支部長各位

近畿税理士会
研修部長 岩本 武士

研修受講義務の履行に係る会員への周知方をお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、研修事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各支部における令和4年度研修受講時間達成状況（令和5年3月20日時点）については、別紙に記載のとおりとなります。

つきましては、支部税理士会員に対して、今一度、自身の受講記録を確認するとともに、研修受講義務の履行に向けて、当年度末（令和5年3月31日）までに必要な時間数の研修を受講されるよう、ご周知方よろしくようお願い申し上げます。

また、マルチメディア研修を受講した場合は、研修受講時間認定申請が必要となりますので、申請期限（同年4月17日）までに漏れなく申請されますよう、併せてご周知願います。

なお、当該内容に関する会員向けメールを配信しておりますことを申し添えます。

（参 考）

- 令和4年度受講時間達成実績一覧（支部別）〔令和5年3月20日時点〕
- （会報3月号同封）「その他の研修」「マルチメディア研修」「講師を務めた研修」は、4月17日（月）までに本会に申請してください。

令和4年度受講時間達成実績一覧（支部別）

令和5年3月20日時点

| 支部 | 会員数 | 36時間達成者数 | 達成率 |
|-----|-------|----------|-------|
| 東 | 1,840 | 896 | 48.7% |
| 西 | 340 | 137 | 40.3% |
| 港 | 54 | 42 | 77.8% |
| 南 | 506 | 246 | 48.6% |
| 浪速 | 113 | 48 | 42.5% |
| 北 | 1,225 | 515 | 42.0% |
| 福島 | 132 | 77 | 58.3% |
| 大淀 | 385 | 203 | 52.7% |
| 西淀川 | 45 | 23 | 51.1% |
| 東淀川 | 407 | 186 | 45.7% |
| 旭 | 133 | 67 | 50.4% |
| 城東 | 129 | 72 | 55.8% |
| 枚方 | 309 | 186 | 60.2% |
| 門真 | 133 | 72 | 54.1% |
| 天王寺 | 362 | 211 | 58.3% |
| 生野 | 42 | 20 | 47.6% |
| 東成 | 71 | 24 | 33.8% |
| 阿倍野 | 140 | 69 | 49.3% |
| 東住吉 | 141 | 69 | 48.9% |
| 西成 | 31 | 17 | 54.8% |
| 住吉 | 129 | 58 | 45.0% |
| 富田林 | 146 | 69 | 47.3% |
| 東大阪 | 231 | 114 | 49.4% |
| 八尾 | 177 | 96 | 54.2% |
| 堺 | 366 | 187 | 51.1% |
| 泉大津 | 115 | 59 | 51.3% |
| 岸和田 | 128 | 68 | 53.1% |
| 泉佐野 | 100 | 61 | 61.0% |
| 茨木 | 322 | 160 | 49.7% |
| 吹田 | 227 | 105 | 46.3% |
| 豊能 | 370 | 171 | 46.2% |
| 上京 | 218 | 118 | 54.1% |
| 中京 | 454 | 172 | 37.9% |
| 下京 | 336 | 155 | 46.1% |
| 右京 | 272 | 130 | 47.8% |
| 左京 | 126 | 55 | 43.7% |
| 東山 | 88 | 48 | 54.5% |
| 伏見 | 154 | 80 | 51.9% |
| 宇治 | 204 | 106 | 52.0% |
| 園部 | 43 | 18 | 41.9% |
| 福知山 | 25 | 14 | 56.0% |
| 宮津 | 13 | 10 | 76.9% |
| 舞鶴 | 21 | 13 | 61.9% |
| 峰山 | 20 | 9 | 45.0% |

| 支部 | 会員数 | 36時間達成者数 | 達成率 |
|------|--------|----------|-------|
| 神戸 | 677 | 294 | 43.4% |
| 灘 | 82 | 39 | 47.6% |
| 須磨 | 121 | 76 | 62.8% |
| 兵庫 | 198 | 118 | 59.6% |
| 長田 | 39 | 32 | 82.1% |
| 芦屋 | 193 | 104 | 53.9% |
| 明石 | 166 | 100 | 60.2% |
| 加古川 | 131 | 63 | 48.1% |
| 西宮 | 356 | 159 | 44.7% |
| 尼崎 | 235 | 100 | 42.6% |
| 伊丹 | 129 | 54 | 41.9% |
| 柏原 | 38 | 26 | 68.4% |
| 洲本 | 32 | 11 | 34.4% |
| 姫路 | 267 | 143 | 53.6% |
| 三木 | 26 | 11 | 42.3% |
| 西脇 | 32 | 15 | 46.9% |
| 社 | 53 | 39 | 73.6% |
| 龍野 | 47 | 33 | 70.2% |
| 相生 | 27 | 21 | 77.8% |
| 豊岡 | 44 | 19 | 43.2% |
| 和田山 | 10 | 6 | 60.0% |
| 奈良 | 340 | 153 | 45.0% |
| 葛城 | 169 | 100 | 59.2% |
| 吉野 | 5 | 4 | 80.0% |
| 桜井 | 45 | 16 | 35.6% |
| 和歌山 | 231 | 156 | 67.5% |
| 海南 | 17 | 10 | 58.8% |
| 粉河 | 33 | 21 | 63.6% |
| 湯浅 | 21 | 16 | 76.2% |
| 御坊 | 20 | 15 | 75.0% |
| 田辺 | 25 | 15 | 60.0% |
| 新宮 | 14 | 3 | 21.4% |
| 大津 | 172 | 87 | 50.6% |
| 今津 | 18 | 14 | 77.8% |
| 草津 | 149 | 83 | 55.7% |
| 水口 | 32 | 17 | 53.1% |
| 近江八幡 | 64 | 35 | 54.7% |
| 彦根 | 61 | 40 | 65.6% |
| 長浜 | 41 | 19 | 46.3% |
| 合計 | 15,183 | 7,523 | 49.5% |

【参考】

| | | | |
|------|--------|--------|-------|
| R3年度 | 15,007 | 11,504 | 76.7% |
| R2年度 | 14,874 | 10,977 | 73.9% |
| R元年度 | 14,755 | 11,475 | 77.8% |

1 全時間免除者数（67名）を除く。

2 事業年度途中の新規登録会員（按分算定）及び一部免除者の受講義務時間の達成を含む。



「その他の研修」
「マルチメディア研修」
「講師を務めた研修」は、
4月17日(月)までに
本会に申請してください。

| | |
|----------------|--|
| 対象となる研修 | 会員研修に関する運営規程第5条に規定する「その他の研修」及び第6条に規定する「マルチメディア研修」、「講師を務めた研修」 |
| 提出期限 | 令和5年4月17日(月)まで |
| 申請方法 | 下掲の申請方法によりご申請ください。 (1) 研修受講管理システム (2) 受講時間認定申請書(様式第6号)(裏面参照) 開催案内など研修内容が確認できるものを添付のうえ、本会にご提出願います。 ※受講時間認定申請書は「会員専用ページ>研修情報>研修部からのお知らせ」からダウンロードできます。 |
| 提出先 お問い合わせ先 | 近畿税理士会 事務局 制度研究課(担当:研修部) 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 TEL (06) 6941-6886 FAX (06) 6942-2182 e-mail: info_kensyu@kinzei.or.jp |
| その他 | 令和5年5月中に、申請された受講時間の審査結果を反映した受講記録を郵送します。申請内容が反映されているかどうか必ずご確認願います。 |

参考:会員研修に関する運営規程(抄)
(研修の形態)

第3条 第2条第1項に規定する研修は、有料若しくは無料の別又は会場参加方式若しくはマルチメディアを利用する方式等の形態を問わないものとする。

【注】「認定研修」及び「その他の研修」についてもマルチメディアにより受講した時間を研修受講時間として算入できます。

(その他の研修の範囲)

第5条 第2条第1項第7号に規定するその他の研修とは、税理士会員から申請があった研修で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学等及び民間団体が実施する研修で、前条第1項第1号又は第2号の認定を受けていないもの

- (2) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他法律で定める士業の団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。)

- (3) 他会の認定研修(受講時間の算定等)

第6条 規則第5条第1項の規定により受講しなければならない研修時間の算定については、次に掲げる研修の形態に応じ、それぞれの時間を受講時間とする。

- (1) 省略
- (2) マルチメディアを利用する方式により受講したときは、その視聴した時間

2. 前項にかかわらず、税理士会員が第2条第1項各号に規定する研修の講師(研究発表者、パネリスト等を含む。以下同じ。)を務めたときは、当該税理士会員又は主催者の申請に基づき、当該研修を第2条第1項第

7号に規定するその他の研修を受講したものとみなし、その研修時間の3倍の時間を受講時間とする。

参考:会員研修に関する実施要領(抄)
(受講時間の認定に関する申請等)

第17条 税理士会員が次に掲げる研修の受講時間の認定を受けようとするときは、当該研修を受講した日の属する月の翌月15日までに、受講時間認定申請書(様式第6号)を本会に提出しなければならない。ただし、研修の主催者が受講者名簿を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 規程第2条第1項第1号から第5号に規定する研修でマルチメディアを利用する方式によるもの
- (2) 規程第2条第1項第7号に規定する研修
- (3) 規程第6条第2項に規定する講師を務めた研修

近畿税理士会 御中

受講時間認定申請書 (会員研修に関する実施要領第17条関係)

| | | | | |
|-----|--------|----------------|-------|--|
| 申請者 | 氏名 | | 登録番号 | |
| | 事務所所在地 | (所属支部) 支部 〒 | | |
| | 連絡先 | (TEL) | (FAX) | |

| | | | | | | |
|------------------|----------------------------------|---------|----|---|-----------------|--|
| 実施内容 | <input type="checkbox"/> 会場参加方式 | 実施団体名 | | | | |
| | | 日時 | 年 | 月 | 日 () 時 分 ~ 時 分 | |
| | | 研修時間 | 時間 | 分 | | |
| | | 場所 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> マルチメディア | 実施団体名 | | | | |
| | | 受講日 | 年 | 月 | 日 () | |
| | | 視聴時間 | 時間 | 分 | | |
| | | 研修確認コード | | | | |
| | 研修テーマ | | | | | |
| | 講師名 | | | | | |
| 研修の概要 (別紙添付可) | | | | | | |

※ 案内文等研修内容が確認できるものを添付してください。
 他の税理士会の認定研修を受講した場合には、実施団体名の後に認定である旨を付記してください。

【税理士会使用欄】

| 認定の可否 | | 理由 |
|----------------------------|----------------------------|----|
| <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 否 | |